

基本的な考え方（案）

- すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すという現行計画（男女平等参画のための東京都行動計画）策定時の考え方は継承
- 男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、今なお、社会的・経済的な格差が現実存在している実態を踏まえ、
  - 働く場における女性に対する積極的改善措置（\*）の促進
  - 働き方の見直しや家庭生活における男女の望ましい役割分担等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現
  - 地域社会との関わりを通じた働く場に止まらない活躍機会の拡大
  - 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組の推進
 の4点を重視し、体系項目を一部新設・拡充した上で全体を整理
- PDCAサイクルにより計画の実効性を高めるため、行政、都民、事業者等の各主体が実施する取組の内容に応じて、具体的な行動目標や達成年度などを設定

（\*）積極的改善措置（ポジティブ・アクション）  
 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

現行計画体系

- あらゆる分野への参画の促進
  - 働く場における男女平等参画の促進
    - ①均等な雇用機会の確保
    - ②多様な働き方を推進するための雇用環境整備
    - ③起業家・自営業者への支援
    - ④育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
  - 社会・地域活動への参画促進
    - ①政治・行政分野への参画促進
    - ②地域・防災分野への参画促進
    - ③教育分野への参画促進
- 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現
  - ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
  - ②子育てに対する支援
  - ③介護に対する支援
- 特別な配慮を必要とする男女への支援
  - ①ひとり親家庭への支援
  - ②高齢者への支援
  - ③若年層への支援
- 人権が尊重される社会の形成
  - ①男女平等参画を阻害する暴力への取組  
 ※配偶者からの暴力の防止（別冊：配偶者暴力対策基本計画）
    - ①性暴力・ストーカー等の防止
    - ②セクシュアル・ハラスメントの防止
  - ②生涯を通じた男女の健康支援
  - ③男女平等参画とメディア ⇒領域Ⅴ⑤ヘタイトル変更
- 男女平等参画を推進する社会づくり
  - ①教育・学習の充実
  - ②普及・広報の充実
    - ①情報・交流の推進
    - ②社会制度・慣行の見直し

対象領域に応じた教育・普及啓発が効果的であるとの観点から、新計画では、領域ごとに記載予定

新計画における検討項目（案）

- 〔総合計画Ⅰ〕男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けて
- 領域Ⅰ 働く場における女性の活躍
    - ①女性の職域拡大や登用促進
    - ②均等な雇用機会と待遇の確保
    - ③育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
    - ④若者のキャリア教育推進／女性の就業継続やキャリア形成
    - ⑤起業を目指す女性に対する支援
    - ⑥職場におけるいやがらせ（ハラスメント）問題
    - ⑦教育・普及啓発活動の充実
  - 領域Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
    - ①働き方の見直し／仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
    - ②多様で柔軟な働き方の選択
    - ③男性の家事・育児への参画
    - ④子育てに対する支援
    - ⑤介護に対する支援
    - ⑥男女の身体的特性に応じた健康支援
  - 領域Ⅲ 身近な地域での活動機会の拡大
    - ①活動情報の効果的発信
    - ②気軽に参加できる環境づくり
    - ③防災分野への女性の参画
  - 領域Ⅳ 特別な配慮を必要とする男女への支援
    - ①ひとり親への支援 ②高齢者への支援 ③若年層への支援 ④障害者への支援
- 〔総合計画Ⅱ〕男女間で暴力のない社会の実現を目指して
- 領域Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援（別冊：配偶者暴力対策基本計画）
    - ①配偶者暴力対策 ②性暴力被害者に対する支援 ③ストーカー被害者に対する支援
    - ④セクシュアル・ハラスメントの防止 ⑤性・暴力表現等への対応

※項目名及び順序は部会等で今後調整